



議案第八十七号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついで

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年九月十八日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

町民プール	三朝町大字本泉五百十番地
	三朝町大字穴嶋百九十八番地の五

を

町民プール

	三朝町大字本泉五百十番地
	三朝町大字穴嶋百九十八番地の五
	三朝町大字吉田六百七十七番地の三

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月一日から適用する。